

島根県の漁業者と日韓漁業紛争

藤井賢二

はじめに

竹島問題研究会では松江市美保関町の片江地区で二度（平成 21(2009)年 10 月 24 日・平成 22(2010)年 10 月 11 日）、出雲市地合町の地合地区で一度（平成 22 年 8 月 20 日）、かつて漁業に従事していた方々に聞き取り調査を行った¹。両地区での聞き取りおよび藤井の現在までの調査から受ける印象は、島根県の漁業者は戦後の日韓漁業紛争の最前線にあつて操業してきたということである。戦後日韓間の漁業紛争は、昭和 40(1965)年の日韓漁業協定までの主として東シナ海・黄海の漁場をめぐるものと、1980 年前後から激化して平成 11(1999)年の新日韓漁業協定でいったん落ち着いたものの現在も継続中の日本海を主な舞台としたものに分けられる²。島根県の漁業者はそのどちらにも深く関係したのである。

1 片江地区と以西底曳網漁業

島根半島の片江地区は機船底曳網漁業の発祥の地であった。機船底曳網漁業とは動力漁船を用いた底曳網漁業のことである。片江地区と機船底曳網漁業は次のように深く関連する。

島根県八束郡片江村（現在の美保関片江）の渋谷兼八が、それまでの帆船沖手繰りに動力を付けて機船底曳網としたのが大正 2（1913）年 10 月、さらに捲き上げウィンチを考案し、これをエンジンに直結させる連動式揚網機として漁船に取付けたのが大正 6（1917）年とされている。この二つの新開発は、我が国の漁船動力化を推進し、特に多獲性漁業である機船底曳、以西底曳網漁業を急速に勃興させたという点で革命的意義を持つものといえる。（略-藤井-）兼八の業績は大きかった。片江村では全村を挙げてこの漁業に転じた。まず乗組員を養成するために、地元ではつねに漁船技術員養成所の講習会が開かれた。各家が出資、各家より一名ずつの労働者を提供するという、全国でも異例な共同出資、共同労働の漁業協同組合を結成し、片江漁船団として、福岡を基地に東支那海に雄飛するようになった。これは後に、島根水産株式会社となり、戦後、下関で発足した振洋漁業(株)や片江海洋漁業(株)の原形をなすものであった。³

引用文中の「機船底曳、以西底曳網漁業」とは、タイ・グチ・ニベ・カレイ類・タチウオなどの底魚を漁獲の対象とする漁業である。主に日本海を漁場とするのが「機船底曳」（「以东底曳」

¹片江地区で聞き取りに応じていただいたのは次の方々である。都田修康さん(1924年生)、寺本邦夫さん(1926年生)、宮崎敏良さん(1926年生)、佐々木宏さん(1927年生)、寺本幹さん(1930年生)、河本克さん(1931年生)、澁谷吉清さん(1931年生)、寺本勝彦さん(1936年生)、澁谷俊弘さん(1937年生)、河本宏さん(1945年生)。

²拙稿「李承晩ラインから竹島問題まで、韓国の主張は正しい」と言われたら（『韓国・北朝鮮の嘘を見破る』(文春新書 2006年8月 東京)）参照。

³『大日本水産会百年史 前編』（社団法人 大日本水産会 1982年3月 東京）218～220頁。渋谷兼八については、楠本徳之助『機船底曳網漁業発達秘話』（出版研究形成社 1972年 東京）が詳しい（19～41頁）。なお、引用文中のカッコ内の西暦は藤井が付記した。

ともいう)であり、東シナ海・黄海を漁場とするのが「以西底曳網漁業」である。以西底曳網漁業には「以西トロール」および、一つの網を二隻の漁船で曳く「二艘曳き」を特色とする「以西底曳」(「手繰り(てぐり)」と通称された)とがある。「二艘曳き」は「島根県の漁船が長崎五島沖漁場で」開発に成功したものであった⁴。機船底曳網漁業は高能率のあまりに沿岸漁業資源を枯渇させたため、大正時代、日本政府はその主漁場を東シナ海・黄海に誘導し、以西底曳

【表 1】 下関地区以西底曳漁船 漁労長出身地

漁業会社名	漁労長数	島根県出身者数	片江地区出身者数
大洋漁業株式会社下関支社	37	11	(1)
日魯漁業株式会社	14	8	0
日東漁業株式会社	11	6	0
日米水産株式会社下関支社	6	2	0
片江海洋漁業株式会社	7	7	7
三葉漁業船団	6	3	0
三ッ輪海洋漁船団	4	4	4
越智水産株式会社	4	1	0
株式会社魚本漁業社	4	2	1
大山漁業団	3	2	1
由岐中漁業部	2	0	0
市河産業株式会社	2	1	1
乾水産株式会社下関支店	2	0	0
亀田漁業株式会社	2	0	0
宝幸水産株式会社下関出張所	3	1	0
西田漁業部	1	0	0
泰安漁業株式会社	1	1	1
丸井水産株式会社	1	1	1
金比羅丸組合	1	0	0
振洋漁業株式会社	1	1	1
森脇漁業部	1	1	0
昭正水産田坂商会	1	1	1
玉島漁業部	1	1	0
共栄水産株式会社	3	0	0
金比羅水産株式会社	1	0	0
山口県漁業生産組合	10	6	2
青山漁業株式会社	1	1	1
計	130	61	21 (1)

『以西漁労長名鑑 昭和 33 年』(みなと新聞社 1958 年 8 月 下関)より藤井作成。

() 内の数字は可能性のあるものである。

⁴中川恣『底曳漁業制度沿革史』(日本機船底曳網漁業協会 1958 年 7 月 東京) 66 頁。

網漁業が成立した。こうして片江地区から下関への漁業者の移住が行われ、戦後においても、昭和 33 (1958) 年の状況を示した【表 1】が示すように、下関を根拠地とする以西底曳網漁業における島根県とりわけ片江地区出身者の役割は大きかった。漁労長（船長を兼ねることもあり、漁船の総責任者であった。）の数では島根県出身者は 61 名と全体の半数近くを占め、二番目に多い山口県出身の漁労長は地元であるにもかかわらず 16 名に過ぎない。そして片江地区出身の漁労長は 21 名と突出して多く、片江地区以外の島根半島出身の漁労長も 10 名を数える。【表 1】の漁業会社のうち、片江海洋漁業株式会社（昭和 29 (1954) 年設立）と振洋漁業株式会社は片江地区出身者によって設立された企業であった⁵。

2 李承晩ライン問題と島根県の漁業者

島根県出身者が大きな役割を果たした以西底曳網漁業は、戦後試練に直面することになった。韓国政府が 1952 年 1 月 18 日に行った李承晩ライン宣言で朝鮮半島を囲む広い水域からの日本漁船排除を打ち出し、韓国による日本漁船拿捕が多発したことである。[図 A] が示すように、以西底曳網漁業の漁場は、東シナ海では東経 128 度 30 分以西、黄海では東経 123 度～東経 125 度で北緯 38 度以南の水域となっていた⁶。この以西底曳網漁業の漁場は李承晩ラインによって分断され、漁業者は大きな被害を受けた。【表 2】が示すように、1952 年における李承晩ライン内の漁獲高（金額）は、「サバー本釣」と「旋網（まきあみ）」で 50.4%、「以西トロール」と「以西底曳」を合わせた以西底曳網漁業が 35.8%であった。韓国による日本漁船拿捕は李承晩ライン宣言より 5 年前の 1947 年からはじまっていたが、【表 3】が示すように、特に以西底曳網漁船の被拿捕隻数は 173 隻と被拿捕日本漁船総数の半数以上を占めたのである。

島根県出身の「以西底曳」乗組員が、李承晩ライン侵犯を理由に韓国に拿捕された例としては、昭和 29 (1954) 年 7 月 19 日におきた松江市島根町出身の伊達彪さんの事例がある。伊達彪さんは下関から出漁して対馬東方で拿捕され、3 年半の長期にわたって釜山に抑留された⁷。また、浜田市三隅町出身で日魯漁業下関支所所属漁船の船長であった沖元正幸さんも昭和 32 (1957) 年 11 月 16 日に東シナ海で操業中に拿捕され、2 年 3 ヶ月の間釜山に抑留された⁸。片江地区での聞き取りによれば、拿捕を避けるため渤海湾の漁場に行くための航路を変更せざるをえなくなり、経費がかさむなどの被害があった。また、地合地区で聞き取りを行った佐藤寛一さん（昭和 9 (1934) 年生）は次のように語った。

昭和 34 (35?) 年から下関の以西底曳で働いた。地合からも十何人かが行っていたと思う。濟州島から山東半島突端の山東高角付近まで操業した。山東高角から渤海湾にかけての海では大正エビのよいものがとれた。濟州島でも山が見えるところで網を入れた。李ラインはそんなに気にしなかった。魚がいるところに漁船は行くものだからだ。李ラインで韓国に拿捕されたことはないが、韓国の警備艇に追いかけられたものの逃げ切ったことが

⁵『沿革史』（片江海洋漁業株式会社 1968 年 12 月）26 頁。

⁶拙稿「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」（『朝鮮学報』185 朝鮮学会 2002 年 10 月 天理）参照。

⁷「抑留 竹島 李承晩ライン被害者の証言（上）・（下）」（『山陰中央新報』2007 年 7 月 15・16 日）、「波頭を越えて 竹島リポート 第 3 部 1」（『産経新聞』2007 年 9 月 17 日）。

⁸「漁民苦しめた李ライン」（『水澄みの里半世紀 三隅町新町制施行 50 周年記念誌』（山陰中央新報社編 2005 年 8 月 浜田）25 頁。

ある。警備艇に銃撃されて船体に弾が当たった。手繰り漁船は最高でも当時 10～11 ノットだったが、韓国の警備艇は普通でも 13～15 ノットは出たので、つかまってしまう。手繰り船は二隻一組なので二隻が別方向に逃げると運の悪い方の一隻がつかまった。

【表 2】李承晩ライン内における日本の主要漁業

漁業種類	漁船	漁船	乗組員数	漁獲高	漁獲高	漁期
	隻数	所属県名		3) 数量	4) 金額	
サバー本釣	425 隻	千葉・神奈川・ 静岡・和歌山・ 愛媛・福岡・佐 賀・長崎・熊 本・宮崎・鹿児 島	10,625 人	47,753 トン (20.9%)	3,187,500 千円 (24.4%)	5～11 月 (7 ヶ月)
旋網	1) 793 隻 (254 統)	山口・福岡・佐 賀・長崎・熊 本・鹿児島	13,010 人	60,562 トン (27.5%)	3,395,700 千円 (26.0%)	5～11 月 (7 ヶ月)
以東底曳	232 隻 (170 統)	兵庫・鳥取・島 根・山口・福 岡・佐賀	2,320 人	17,940 トン (7.9%)	766,400 千円 (5.9%)	11～3 月 (5 ヶ月)
以西底曳	875 隻	山口・福岡・佐 賀・長崎	10,500 人	73,764 トン (32.3%)	3,732,050 千円 (28.6%)	1～12 月 (12 ヶ月)
以西トロー ル	58 隻	山口・福岡・長 崎	1,450 人	18,502 トン (8.1%)	938,602 千円 (7.2%)	1～12 月 (12 ヶ月)
捕鯨	2 隻	東京	44 人	2,400 トン	180,000 千円	8～10 月 (3 ヶ月)
2) その他漁業	245 隻	岡山・山口・大 分・長崎・熊 本・鹿児島	3,291 人	1,949 トン	850,000 千円	1～12 月 (12 ヶ月)
計	2,630 隻			228,220 トン	13,050,250 千円	

『水産業の現況 1955～57年版』(大日本水産会出版部 1957年4月 東京)より藤井作成。原註は次の通りである。

28年10月29日水産庁発表資料「水産庁週報」(28年11月4日号)による。

- 1) 網船 285 隻、運搬船 508 隻を含み、灯船 508 隻は含まれていない。
- 2) 「その他漁業」とは、突棒、サワラ流網、レンコ延縄、カジキ延縄、各漁業をいう。
- 3) 漁獲総高は、おおむね昭和 27 年を基礎として算出。
- 4) 漁獲金額は、28 年 8～9 月の貫当り平均魚価、もしくは昭和 28 年 1～6 月貫当り平均魚価、または 27 年貫当り平均魚価に 28 年の値上り分を加算した額を基礎として算出。

【表3】南朝鮮・韓国に拿捕・銃撃された日本漁船の漁業種別一覧

年	以西トロー ル	以西底曳	以東底曳	サバ一 本釣	旋網	延縄	その他	計	公船
1947	0	7	1	0	0	1	0	9(7)	0
1948	1	14	0	0	0	0	0	15(15)	0
1949	0	8	1	1	0	3	1	14(14)	0
1950	2	7	4	0	0	0	0	13(13)	0
1951	1	38	6	0	0	1	0	46(45)	0
1952	0	5	1	0	3	0	1	10(10)	0
1953	1	14	0	4	5	21	0	45(47)	1
1954	1	23	7	2	0	1	0	34(34)	1
1955	0	14	2	9	2	2	1	30(30)	0
1956	0	10	3	1	0	2	3	19(19)	0
1957	0	5	0	0	5	1	1	12(12)	0
1958	0	6	0	0	3	0	0	9(9)	0
1959	0	3	0	1	4	0	2	10(10)	0
1960	0	1	0	0	3	0	2	6(6)	0
1961	0	3	2	0	3	7	0	15(15)	0
1962	1	2	1	0	3	7	1	15(15)	0
1963	0	2	3	0	6	5	0	16(16)	0
1964	0	3	0	0	4	1	0	8(9)	1
1965	0	0	0	0	0	0	0	0(1)	0
計	7	165	31	18	41	52	12	326(327)	3

『日韓漁業対策運動史』（日韓漁業協議会 1968年2月 東京）より藤井作成。（ ）内の数字は、海上保安庁総務部政務課編『海上保安庁三十年史』（財団法人海上保安協会 1979年5月 東京）等によるもので、被拿捕船舶の総数である。

なお、【表2】でわかるように、李承晩ライン水域で操業していた島根県所属の漁船は、主として日本海を漁場とする「以東底曳」であった。1965年11月6日付『島根新聞』社説「日韓条約と安全操業 遺憾な韓国側の漁船追跡」は「李ラインによる損害は（略-藤井-）島根関係のみでも抑留121人、捕獲船11隻、被害約十億円」と記録しているが、これらの漁船も、以東底曳漁船であったと考えられる⁹。竹島近海は水深が深く底曳網漁業の好漁場ではなかった。よって、竹島近海で日本漁船の大量拿捕があったかのような言説¹⁰は偽りである。

⁹例として、昭和29（1954）年11月9日に浜田を根拠地とする第一・第二大和丸が韓国に拿捕され、乗組員が昭和33年（1958）年2月まで抑留された事件がある（『美保関町誌 上巻』（美保関町 1986年11月）745～746頁）。この両船は、片江地区近隣の稲積地区出身者による稲積船団所属の以東底曳網漁船であった。

¹⁰例えば2006年4月20日付『朝日新聞』社説「お互いに頭を冷やせ」。また、「竹島はなぜ韓国に実効支配されてしまったのか」（『週刊ポスト』42-40 小学館 2010年10月 東京）では、1953年前後から韓国は「竹島近海で操業している日本漁船に対して、銃撃や拿捕を繰り返すようになった」とし、その例と

3 イカ釣り漁への転身と「竹島周辺水域」

日韓漁業協定締結により李承晩ラインが消滅して韓国による拿捕の不安が無くなった昭和40(1965)年は、以西底曳網漁業の漁獲高が33万6千トンと最高になった年でもあった¹¹。しかしその頃、「以西底曳」を脅かす次のような問題点が明らかになっていた。「今後ますます重大化するであろう若年労働力の確保問題、国際化される資源保持問題、魚価安定のための流通機構の改善問題」等であった¹²。片江地区での聞き取り調査にも出席していただいた寺本邦夫さんによる『片江船団繁盛記』(平成8(1996)年11月 島根県美保関町)では当時の以西底曳の問題点について、次のように記されている。

四十年代になると、十代・二十代前半の乗組員は皆無となり、乗組員は固定化し、次第に高齢化が進む。ますます大型化し、二〇〇屯型・船尾捲揚型を採用し、一航海二ヶ月近い航海となる。加えて、若年乗組員不足、陸上の景気の上昇に伴う海上との賃金格差の縮小、過酷な海上生活は、豊富な物の中で育った若者にとって、魅力のない職場であったかも知れません。このような要因による船員不足は、五十年ごろより急速に進み、(略-藤井-)入港しても予定通出港の出来ない状態が続き、不漁に加え労働力不足が相まって、次第に赤字経営になるに至った。韓国・中国共、日本漁船よりも一段優れた装備をし、漁獲の面でも太刀打ちできなくなる。

こうして以西底曳網漁業は不振に陥った。漁獲高の国際的な内訳は、昭和45(1970)年で中国54.3%、韓国22%、日本23.6%であったものが、昭和55(1980)年には中国52.4%、韓国36.4%、日本11.2%に、そして平成2(1990)年には、中国68.8%、韓国27.8%、日本3.4%へと、激変したのである¹³。昭和40年代になると下関を根拠地として以西底曳に携わっていた片江地区出身の漁業者は境港を根拠地としたイカ釣り漁業へと転身した。昭和40年代にイカ釣り漁業が急速に発展をしたためであった。「いか類、特にするめいかは、需要の増大と価格の高騰等に支えられ、自動いか釣り機の出現普及、冷凍設備の充実等による漁船の大型化、漁業経営規模の拡大」などがイカ釣り漁業の発展を支えた¹⁴。また、戦前からのイカ釣り漁が「隠岐諸島周辺、富山湾、佐渡周辺など比較的沿岸域の中でも狭い水域に限られていた」のが、昭和42(1967)年以降は沖合漁業が本格化したという事情もあった¹⁵。片江地区での聞き取りによれ

して1954年2月4日に済州島西方でおきた第一大邦丸への銃撃および同船の漁労長射殺事件を取り上げている(52頁)。竹島問題のために日本人が殺害されたとする、事実とは異なるこの記事のような論調は好ましくない。李承晩ラインがもたらした日韓間の漁業問題で日韓間の最大の争点となったのは済州島近海であって、竹島近海ではない。拙稿「李承晩ラインと日韓会談―日韓漁業交渉の妥結―」(『年報朝鮮学』13九州大学朝鮮学研究会2010年5月福岡)参照。

¹¹『片江船団底曳き漁業』(川本米次郎 出版年不明 島根県美保関町)1頁。なお、『水産年鑑 2000年版』(水産社2000年9月 東京)では昭和36(1961)年の37万トンを以西底曳網漁業のピークとしている(85頁)。

¹²前掲註(5)『沿革史』53頁。

¹³前掲註(11)『水産年鑑 2000年版』85頁。

¹⁴近畿農政局『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計(昭和51年)』(1977年11月)。

¹⁵『西部日本海のいか釣り漁業』(近畿農政局1973年10月)16頁。

ば、片江地区出身の漁業者のうち半数以上が下関から引き揚げたが、片江地区出身者の以西底曳の経験は、東シナ海・黄海の好漁場をイカ釣り漁業者に教えることで継承されたという。なお、片江海洋漁業株式会社はその後下関を根拠地として以西底曳網漁業を続けたが、平成4(1992)年に倒産して消滅した。

島根県のイカ釣り漁が飛躍的に発展したのは昭和40年代後半のことであった。昭和30(1955)年から昭和44(1969)年までは年平均3646トンであった島根県のイカ釣り漁の漁獲高は、昭和45年(1970)年から昭和48(1973)年の間の4年間は年1万トンを越えた¹⁶。「いかは、春夏南から北へ、秋冬北から南へと、それぞれ索餌産卵のため本県沖合を回遊して」いるという好条件が島根県にはあった¹⁷。ただし、島根県の漁業者が関係した「西部日本海地域」のイカ釣り漁業の漁獲高は昭和47(1972)年がピークで、その後減少した¹⁸。片江地区のイカ釣り漁業者は漁船を大型化させ、日本海を越えて朝鮮半島の東岸・西岸、東シナ海・黄海、そして間宮海峡へと漁場を拡げ、最後はニュージーランド沖にまで出漁した。

日本海における主要漁場の一つに「竹島周辺」があった。近畿農政局作成の資料に記載されていた日本海のイカ釣り漁場区分を〔図B〕で示した¹⁹。このうち「西部日本海地域」での日本の漁獲高における「竹島周辺」の漁獲高の比率は【表4】の通りである²⁰。また、「西部日本海地域」での島根県の漁獲高における「竹島周辺」の漁獲高の比率は【表5】の通りである。

【表4】「西部日本海地域」のイカ釣り漁業漁獲高における「竹島周辺」の比率

年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
「竹島周辺」漁獲高(トン)(A)	26,198	8,072	18,262	5,276	5,604	4,229
「西部日本海地域」漁獲高(トン)(B)	98,290	85,838	62,582	62,608	57,721	35,288
(A) / (B)	26.7%	9.4%	29.2%	8.4%	9.7%	12.0%

【表5】島根県のイカ釣り漁業漁獲高における「竹島周辺」の比率

年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
「竹島周辺」漁獲高(トン)(C)	6,317	2,307	1,636	1,598	514	818
「西部日本海地域」漁獲高(トン)(D)	14,196	9,777	7,732	8,389	9,092	7,183
(C) / (D)	44.5%	23.6%	21.2%	9.0%	5.7%	11.4%
(C) / (A)	24.1%	28.6%	9.0%	30.3%	9.2%	19.3%
(D) / (B)	14.4%	11.4%	12.4%	15.0%	15.8%	20.4%

¹⁶ 『島根県水産累年統計(昭和30年～平成6年)』(中国四国農政局島根統計情報事務所 2007年3月 松江) 1～2頁。

¹⁷ 『昭和42年度 島根県漁業の概況』(農林省島根統計調査事務所 1977年12月 松江) 23頁。

¹⁸ 近畿農政局「西部日本海地域」とは、「浜田沖」「隠岐周辺」「山陰但馬」「越前・加賀」の沿岸漁区および、「大和堆東」「白山堆」「新隠岐堆」「大和堆西」「竹島周辺」「対馬北沖」「日韓区域」「南部沿海州」「中部沿海州」「北部沿海州」の沖合漁区を指す。〔図B〕参照。

¹⁹ 前掲註(15)『西部日本海のいか釣り漁業』7頁。

²⁰ 『昭和49年度 西部日本海地域におけるいか釣り漁業、ベにずわいがにかご漁業 漁場別統計』(1975年12月)、『西部日本海地域におけるいか釣り漁業・ベにずわいがにかご漁業 漁場別統計(昭和50年)』(1977年3月)、『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計(昭和51年)』(1977年11月)、『西部日本海地域におけるいか釣り漁業・ベにずわいがにかご漁業 漁場別統計(昭和52年)』(1979年1月)。

「西部日本海地域」における島根県のイカ釣り漁業の漁獲高の比率（(D)/(B)）は 10～20%と、比較的安定している。これに対して「西部日本海地域」における「竹島周辺」の漁獲高の比率((A)/(B)・(C)/(D))は、大きく見れば、減少していったことがわかる。ただし、昭和 47(1972)年には島根県のイカ釣り漁業の漁獲高のうち「竹島周辺」の比率が 44.5%も占めていたことは注目される。昭和 46(1971)年には島根県のイカ釣り漁業の漁獲高 10,262 トンのうち「竹島周辺」の漁獲高は 3,699 トンでその比率は 36.0%であった²¹。後述の佐藤寛一さんの証言も合わせて考えると、昭和 40 年代前半には「竹島周辺」にイカ釣り漁船が集中して操業したと考えられる。「竹島周辺」でのイカ釣り漁の漁獲高のうち島根県の比率((C)/(A))は 3 割前後を占める年もあり、「竹島周辺」は島根県のイカ釣り漁業者にとって重要な漁場であった。片江地区での聞き取りでは、竹島近海のイカ釣り漁業についての次のような証言が得られた。

我々は竹島を当然日本のものと思っていた。境港から出た多数のイカ釣り船は昼間でも竹島を取り囲むような形で操業していた。イカがよく獲れたのは産卵場だったのかもしれない。昭和 44～45 年頃にシーアンカーが竹島の根っこの岩に引っかかったことがあったが、韓国側にとやかく言われたことはない。韓国の漁船もその頃は見なかった。鬱陵島まで行くと韓国船がいた。時化を避けて朝鮮半島沿岸にまで近づいた時に沈没寸前の韓国漁船を見つけて、8名の韓国人漁船員を救助したこともある。

片江地区での聞き取りのお世話をしていただいた寺本勝彦さんは、当時イカ釣り漁船に乗って竹島近海でも操業していた。寺本さんは「韓国の船が竹島近くまで来たことはない。当時、日韓双方の漁民には『竹島は日本領』という認識があった」と新聞インタビューに答えている²²。

地合地区での聞き取りに応じていただいた佐藤寛一さんも「以西底曳」からイカ釣り漁に転換した漁業者の一人であり、昭和 43(1968)年から境港を拠点にイカ釣り漁に従事した。佐藤さんはかつて「昭和 49(1974)年ごろまで毎年 5、6 月の休漁期明けに竹島周辺に出漁した」と新聞インタビューで語ったことがある²³。同記事で佐藤さんは「当時は、竹島から鬱陵島にかけて大小千隻ものイカ船が集中したものだ。島に近づくほどイカも豊富で、50～100 メートル沖まで近づいて操業していた」と証言した。佐藤さんは今回の聞き取りでは次のように語った。

竹島の近くにはイカがぞろぞろいた。はじめは島根県の船だけだったが、鳥取県から九州までの各地からの船も集まるようになった。昭和 45(1970)、46(1971)年頃からは漁獲も悪くなり、もっとイカのいる大和礁に漁場を移す船もあった。その頃から韓国のイカ釣り船も出てきた。境港から竹島までは 12 時間ぐらいかかった。冷凍施設のない船でも前日の朝早くに出港すれば一晩漁をして次の日にイカを市場に出すこともできた。イカがいれば昼でも獲ったことがある。昭和 45 年と昭和 46 年に、鬱陵島から来たらしい韓国人と竹島で出会った。1、2 隻の船でヒラメやアワビを獲っていた。大きなアワビを米・酢・醤

²¹ 『昭和 47 年度 島根県漁業の動き』（中国四国農政局島根統計情報事務所 1973 年 3 月）8 頁。

²² 「竹島の日を前に－現状と課題（上）調査 希薄化危ぶみ研究再開」（平成 22(2010)年 2 月 18 日付『山陰中央新報』松江）。

²³ 「立ち直れ漁業県 竹島問題 周辺は魚介類の宝庫 安全操業求め決着期待」（昭和 62(1987)年 1 月 13 日付『島根新聞』松江）。

油と交換したことがある。

このように、かつて東シナ海・黄海で李承晩ライン問題に直面した島根県の漁業者は、1960年代後半に転身した日本海におけるイカ釣り漁業でもふたたび韓国と関係することになったのである。

4 竹島近海からの日本漁船の排除

昭和 53 (1978) 年 5 月、韓国は日本漁船に対して竹島周辺 12 カイリ水域からの退去を命令した。その模様を 1978 年 5 月 23 日付『山陰中央新報』の特集記事「領土竹島 隠岐郡五箇村久見」は次のように伝えている。

竹島周辺がにわかに“波高く”なったのは、沖合イカ釣り漁が解禁されて間もない 5 月 9 日のことだった。この解禁にあわせるかのように 4 月 30 日、韓国は領海 12 カイリを宣言して、竹島にも適用、周辺で操業中の漁船に退去命令を出した。当時、竹島周辺では島根、鳥取両県船約百隻の日本船が操業していたが、韓国警備艇や軍艦に追われるように 12 カイリ外へ“自主的に待避”、代わって 12 カイリ内には小型の韓国漁船約 150 隻が終結して漁をしていた、といわれる。昨年 3 月のソ連、7 月の日本、8 月の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と続いた日本海での 200 カイリ線引きの中で「韓国も 200 カイリ宣言や領海 12 カイリを適用してくることになるだろうが、そのときには竹島周辺漁場でのトラブルは避けられない」といった漁民、島根、鳥取両県関係者の不安が現実の問題となったのである。

同年 5 月 24 日付『山陰中央新報』は、竹島周辺水域を漁場とする「境港基地の沖合イカ釣り県内漁船 25 隻の減収額は約 1 億 5720 万円に上る」「浜田港基地の 18 隻も下旬から 6 月中旬にかけて竹島周辺に出漁の予定だったこともあり、これをあわせれば、さらに減収額は増える」という島根県の試算を報じた。島根県の漁業者代表は、副知事や県会議長とともに上京して竹島周辺水域での操業再開と竹島領土権確立を求める陳情活動を行ったが、政府の反応は鈍かった。「日本政府は何もわれわれにしてくれない。この陳情で操業再開メドの心証だけは持って帰りたいのに、もう一つ要領を得ない」と陳情団は不満を述べた（5 月 18 日付同紙）。「事態好転の兆しがみられ、当面推移を見守る必要がある」とする外務省の要請により、島根・鳥取両県の関係者による訪韓団の計画も 5 月 24 日に中止された（6 月 12 日付同紙）。9 月 3 日・4 日の両日にソウルで開催された日韓定期閣僚会議に向けて、8 月 21 日に鳥取県漁業対策協議会（会長・平林鴻三知事）が竹島周辺水域での安全操業確保を政府に陳情し（8 月 22 日付同紙）、8 月 23 日には島根県竹島問題解決促進協議会²⁴（会長・恒松制治知事）が「日本海・

²⁴島根県竹島問題解決促進協議会は 1977 年 4 月 27 日に、竹島の「領土権確立」を「恒松知事ら県関係、県議会関係、寺本五箇村長ら市町村関係、さらに米津貞義県漁連会長ら水産業団体などの委員 29 名」で発足した（1977 年 4 月 28 日付『山陰中央新報』）。同年 3 月 1 日に米ソ両国が 200 海里漁業専管水域設定を宣言し、日本も同年 3 月 29 日に領海の 3 海里から 12 海里への拡大と 200 海里漁業専管水域設定を閣議決定したことが背景にあった。島根県は韓国が領海 12 海里や 200 海里漁業専管水域の設定を行えば竹島周辺水域で日本漁船が操業できなくなることを恐れたのであった。

竹島の領土権確立と同島周辺の政府に陳情した（8月24日付同紙）。

日韓定期閣僚会議後の記者会見で園田直外相は「両国漁業関係者の生活に直接関係する問題なので漁業紛争防止の精神で対応することを双方が確認した」と述べた。これを『山陰中央新報』は「今月中旬の日本漁船のイカ釣り、ズワイガニ漁の開始を控え、安全操業問題を竹島領有問題から切り離し、とりあえず安全操業を確保しようという日本側の意図が通ったもの」と解説し、島根・鳥取両県の関係者は竹島周辺水域での操業再開を保証した朗報と外相発言を歓迎した（9月5日付同紙）²⁵。しかし、9月7日に韓国政府は「何も具体的な合意はしていない」と外相発言に否定的な公式見解を発表した（9月9日付同紙）。「今国会で竹島問題を取り上げればより韓国側を刺激、日本漁船の出漁にマイナスになることが考えられる」として静観していた島根・鳥取両県選出の社会党所属の国会議員は10月20日に国会内で園田外相に会い、竹島近海での安全操業問題の経緯をたどした。園田外相は韓国政府の公式発表を否定し、「現在両国の事務レベルで解決に向けて話し合いを続けて」いると述べ、年内解決の見通しを示した（10月21日付同紙）。10月26日、鳥取県と同県の漁業4団体は「竹島周辺海域の安全操業実現」を政府に陳情した（10月25日付同紙）。11月10日には島根県議会代表が「竹島周辺漁場での日本漁船の安全操業の早期確保とこれまでの漁業被害の政府補償を訴えた」が「12月に韓国の大統領選挙があるのでもうしばらく待ってほしい」などといった返答で収穫はなかった（11月11日付同紙）。この年、境港沖合いか釣り漁業漁業協同組合の調べではイカ釣り漁の水揚げ量は9%・金額で13%減少し、浜田沖イカ釣り漁業協議会も「水揚げはダウンした」と明らかにした。（12月18日付同紙）

翌昭和54(1979)年1月25日には、前年末に島根・鳥取両県出身、選出国會議員で結成された「山陰沖漁業対策議員連盟」が外務省・水産庁・海上保安庁の幹部を招いて懇談会を開き、「竹島領土権の確立と早期安全操業の確保、被害を受けた漁民への資金援助などを強く要望した」（1月25日付同紙）。沖合イカ漁の解禁（5月1日）が迫った4月20日、島根・鳥取両県の漁業者と両県関係者が上京して、竹島近海での安全操業と竹島の領土権確立を政府に陳情した。両県が一緒に国に訴えるのはこれが初めてであったが、具体的な対策を聞くことはできなかった（4月19・21日付同紙）。このようにして、竹島近海のイカ釣り漁場は島根県の漁業者の手から失われていったのであった。

2010年10月14日付『朝鮮日報』（日本語電子版）に「海洋面積が中国の3倍に及ぶ日本」という朴正薫社会政策部長のコラムが掲載された。「太平洋の北西部を日本の領海（排他的経済水域の誤り-藤井補註）にした日本が、東海（日本海）の独島（日本名：竹島）まで奪い取ろうと圧力をかけている。それを考えると、故・李承晩（イ・スンマン）元大統領の『無鉄砲な』独島先占がありがたく感じられる。国力のなかったこの時代に『李承晩ライン（海洋主権

²⁵ベニズワイガニかご漁は昭和37(1962)年に富山県魚津市の漁業者が考案し、その後日本海沿岸各県に普及したものである(谷沢義郎「日本海におけるベニズワイかご漁業の調整問題」(『漁村』40-9 社団法人漁村文化協会 1974年9月 東京))。島根県の漁業統計にベニズワイかご漁業の漁獲高が記録され始めるのは昭和45(1970)年のことである(前掲註(16)『島根県水産累年統計(昭和30年~平成6年)』)。1975年の「西部日本海地域」の漁獲高のうち「竹島周辺」は40.7%であり、また島根県の漁獲高は16.4%であった(前掲註(20)『西部日本海地域におけるいか釣り漁業・ベニズワイかご漁業 漁場別統計(昭和50年)』)。同年における島根県の漁獲高中の「竹島周辺」の比率は1.3%にすぎなかったが、「西部日本海地域」の漁獲高中78.6%と圧倒的な地位を占めていた鳥取県の漁獲高中の「竹島周辺」の比率は51.5%と過半を越えていた(同前)。なお、鳥取県はイカ釣り漁業においても「西部日本海地域」の漁獲高中46.2%と他県を圧倒しており、漁獲高中の「竹島周辺」の比率は11.4%であった。

線)』を宣言(1952年)し、軍隊(これも誤り-藤井補註-)を派遣して日本の船舶を追いだした。これがなければ、独島の運命は今ごろどうなっていたか、想像したくもない」という一節がこのコラムの中にある。この部分は、1953年におきた竹島における日本巡視船に対する銃撃事件や、東シナ海・黄海での李承晩ラインを理由とした日本漁船拿捕を念頭に置いて書かれたものであろう。しかし、事実は異なる。1978年までは多数の日本のイカ釣り漁船が竹島近海で安全に操業していたのである。1978年の竹島近海からの日本漁船排除と韓国における「独島問題」への関心の高まりがどのように関連するのかは興味深い問題である。

昭和53(1978)年に日本のイカ釣り漁船が竹島近海の漁場を失ったことについて、故・梶村秀樹氏は竹島問題に関する論文で、「従来、日本漁船は三海里の所あたりまで接近して操業していたのだが、この決定の直後、韓国の巡視艇に一二海里外まで退去することを要求され、一時やや緊張したが、結局、現場的な非公式の暗黙の了解ができ、適当に一二海里内でも操業できる従来とさして変わらない形に落ち着いたと伝えられる」と、1978年5月26日付『読売新聞』の記事を引用して述べた。そして、「元来この水域は(略-藤井-)、日韓双方の漁船がほとんどトラブルなしに入り乱れて操業してきたのだが、その形がほぼ維持された」と続けた²⁶。しかし、片江地区の人々の「韓国の軍艦が出てきたのであれ以来日本の船は竹島のまわりには入っていない」という証言は、「漁業問題が落ち着いている」とする梶村氏の記述を否定するものであり、彼の韓国および漁業に対する認識が非現実的なものであったことを示している。

3 おわりに

竹島近海から島根県のイカ釣り漁船が退去させられた昭和53(1978)年は、島根県の漁業者にとってきわめて重大なもう一つの韓国との漁業紛争がおきた年でもあった。この年の6月、「世界の水産国が200カイリを漁業専管水域とする体制に突入したため、北洋漁場を追われた韓国は日本海に活路を見出そうと」し、「韓国船は島根県の沖合に大挙押し寄せ」たのである²⁷。韓国船による漁具荒らしと漁場占拠に苦しんだ島根県を含む山陰の沿岸漁業者は、距岸200海里の排他的経済水域(EEZ)を実現させて韓国漁船を沿岸から締め出そうとした。こうして平成11(1999)年に新日韓漁業協定は締結されたが、この新協定は大きな問題点を含んでいた。それは、竹島周辺水域や好漁場の大和礁の一部を含む広大な暫定水域を設定したことであった。暫定水域は本来なら日韓両国の漁船が操業できる水域であるが、現実には竹島に日本漁船は近づくことはできない。「韓国漁船の漁具が張り巡らされているため、日本側の漁船は容易に入り込めない状態」が続いているからである²⁸。こうして「韓国漁船は、両国が共同管理する暫定水域で濫獲を続けるほか、新たな資源を求め日本のEEZに侵入。地元漁業者にとっては漁場が荒らされるほか、沖合底引き網漁船の網に韓国漁船が設置した漁具が絡む被害が発生している」²⁹。

²⁶ 「竹島＝独島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182 日本朝鮮研究所 1978年9月 東京) 35頁。

²⁷ 月森元市『豊饒の海 悲劇の海－韓国漁船対策 22年間の闘い』(漁業協同組合 J F しまね 2009年3月 松江) 30頁。

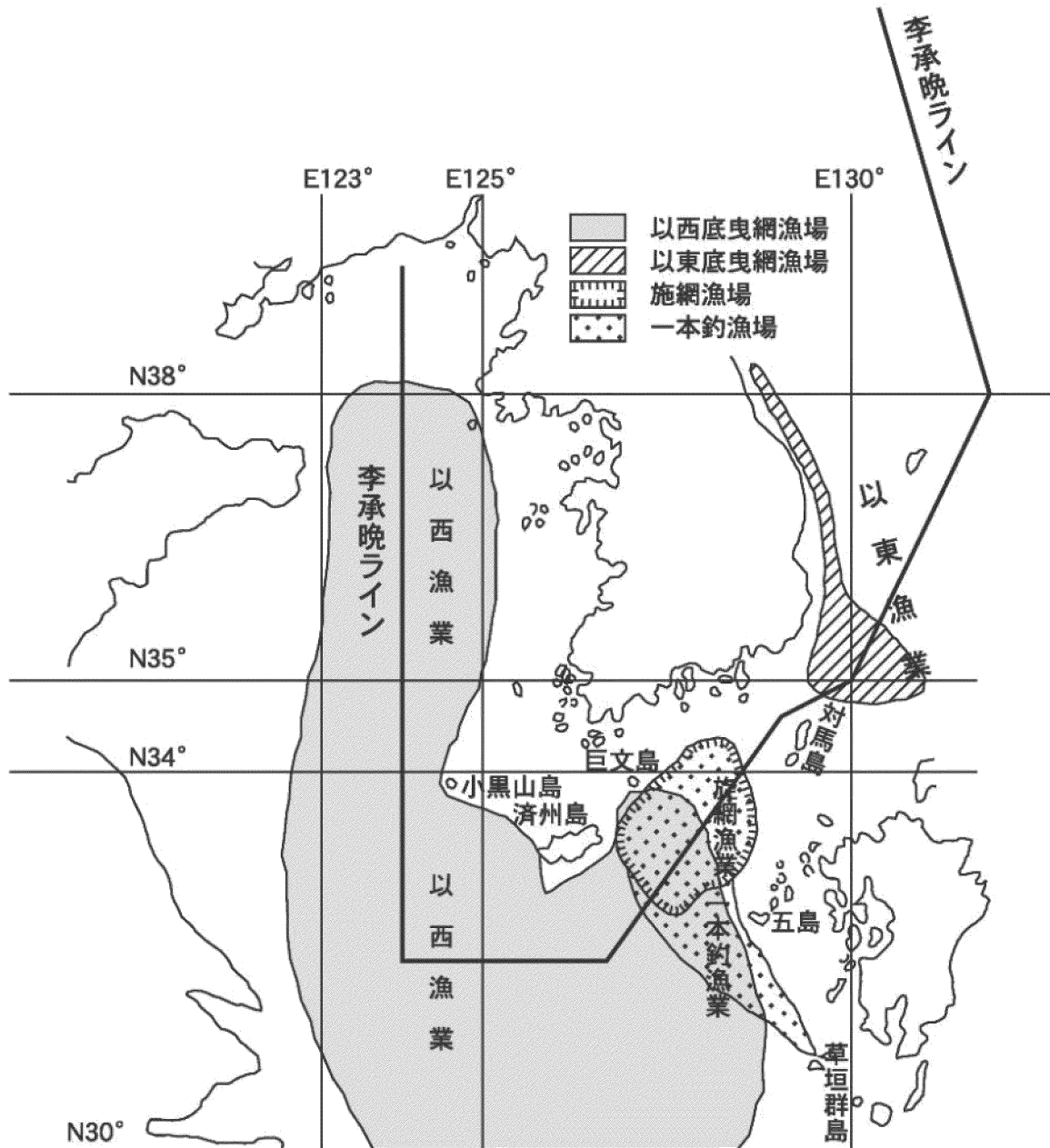
²⁸ 『フォトしまね 特集竹島』(島根県 平成18(2006)年2月 松江) 15頁。

²⁹ 「山陰沖EEZ 韓国船違法操業 手口悪質化 対策に苦慮 ブワイガニ資源枯渇の恐れ」(平成22(2010)年2月22日付『山陰中央新報』)。日本海の日本側EEZにおける韓国漁船の違法操業については、「韓国漁船 石川沖で密漁横行」(『月刊 北國アクタス』22-12(北國新聞社 2010年11月 金沢))がわかり

昭和 40(1965)年までの東シナ海・黄海を主舞台とした李承晩ライン問題、昭和 40 年代から発展した日本海でのイカ釣り漁業および昭和 53(1978)年の「竹島周辺水域」からの排除。これらの過程で、島根県の漁業者は戦後の日韓漁業紛争の最前線にあって韓国と向かい合ってきた。そしてその闘いは現在も継続中なのである。

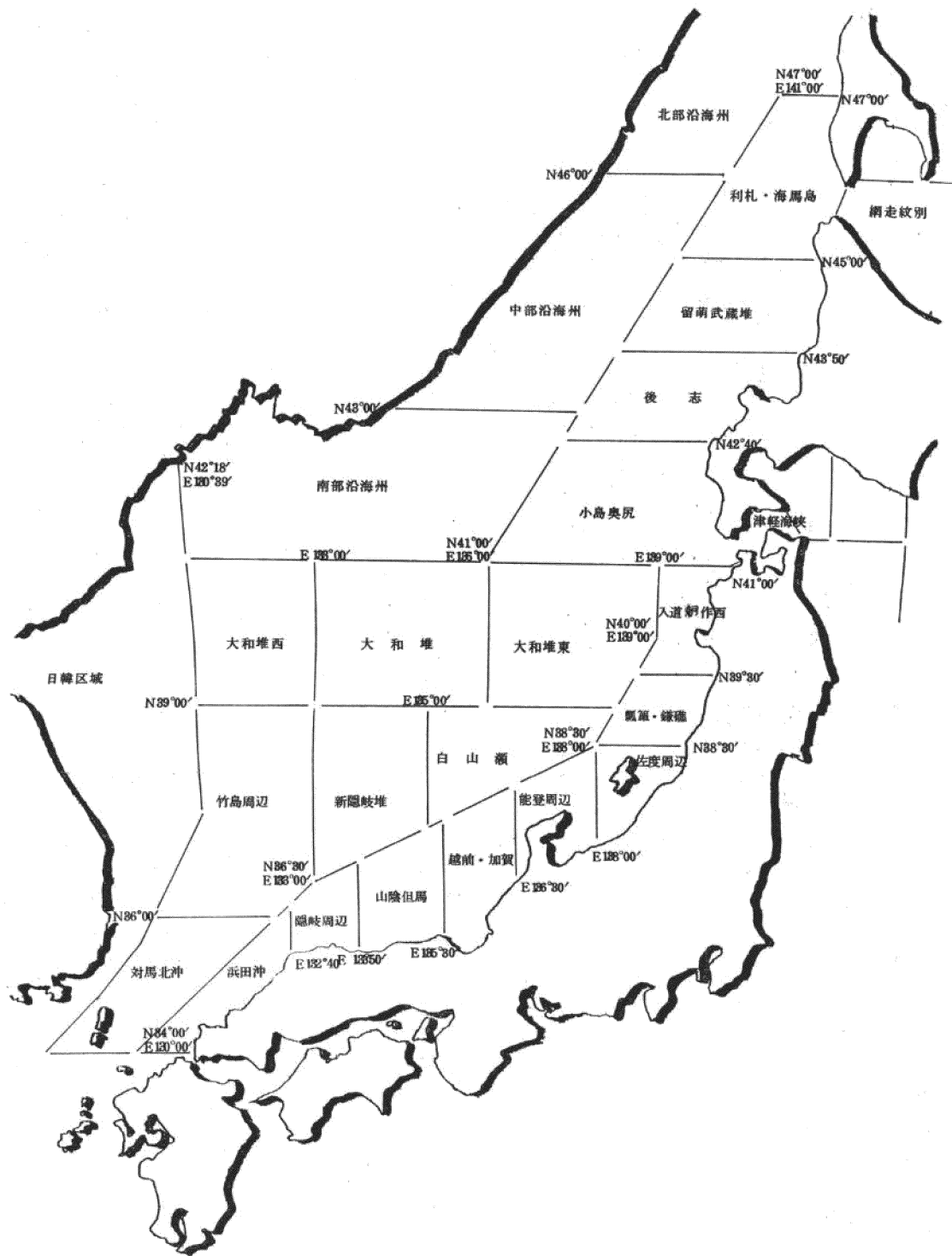
やすい。

〔図A〕 韓国に關係する日本漁業の操業水域



『韓日会談漁業委員会議事録（第一、二、三次会談）』
 （韓国政府外務部 1958年 韓国国会図書館所蔵）より藤井作成

〔図B〕 日本海いか釣り漁業漁場区分図



出典：『西部日本海のいか釣り漁業』（近畿農政局 1973年10月）